

玉名・小天温泉再始動プロジェクト業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務委託名

玉名・小天温泉再始動プロジェクト業務委託

2. 目的

新型コロナウイルス感染症流行の影響は、未だに本市の観光業に大打撃を与えている。また、コロナ禍により、旅行の仕方、楽しみ方が多種多様に変化していることを受け、ウィズコロナにおける観光誘客の起爆剤として、本事業を実施する。

本市の国内ターゲット地域である福岡都市圏の F1 層（20～34 歳の女性）をメインターゲットとした BtoC（消費者向け）事業を実施することで、旅行需要を喚起し、玉名・小天温泉の再始動を図る。

3. 業務の内容

(1) イベント実施

①ターゲット層に影響のある旅行商品展示会への出展もしくは類似イベントへの出展（独自開催でも可）によるプロモーション活動

※コロナ禍の影響で展示会等が中止となった場合の代替案をあわせて提案すること。

②モニターツアー実施（リアルツアーが難しい場合はオンラインツアー実施）

(2) 広告・宣伝

クロスメディア（動画×WEB×SNS×雑誌など）によるイベントの広告宣伝、集客

(3) 効果分析

参加者数の集計や参加者へのアンケート実施等による本事業の効果分析

(4) その他、(1) から (3) までの業務の他、当該事業目的の達成に効果的な業務提案および支援。事業実施にあたっては感染症対策を講じて行う。

4. 業務委託上限金額

金 5, 500, 000 円（うち消費税及び地方消費税 500, 000 円）

5. 業務委託期間

契約日から令和 5 年 3 月 31 日まで

6. 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

7. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 国税又は地方税を滞納していないこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(3) 玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成 17 年 10 月 3 日告示第 103 号）の規定による指名停止処分期間中でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請している者でないこと等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- (6) 本業務への参加は共同提案も可能とする。ただし、共同提案は 3 者以内とすること。共同提案者との契約については、業務内容別の契約も可能とする。

8. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望するものは、参加表明書（様式第 1 号）をメールにて提出すること。

9. 提出物（以下のものを正本 1 部、副本 4 部提出すること）

- ① 企画提案書の概要（様式第 2 号）
- ② 玉名・小天温泉再始動プロジェクト業務企画提案書（様式自由） 20 頁以内とし、データでの提出は認めない。
- ③ 概算見積書（様式自由）
- ④ 類似業務実績（様式自由、記載があれば会社案内でも可能）
- ⑤ 業務体制図（様式自由）

10. 選定基準

- ① 玉名・小天温泉再始動プロジェクトの目的を理解し、これを踏まえた関連企画内容、企画力、業務体制や実績などを総合的に勘案し、委託業者としての適格性、妥当性を評価する。
- ② 委託料の支払いは基本的に全事業終了後、もしくは中間報告時と事業終了後の 2 期制での支払いとなる。そのため、時期によっては事業費を委託業者に一度負担してもらうケースが発生するが、事業費の一時的な負担は可能か否か。

11. スケジュール（予定）

(1) 参加表明書の受付期限	令和 4 年 8 月 15 日（月） 17 時
(2) 質問の受付期限	令和 4 年 8 月 18 日（木） 17 時
(3) 質問に対する回答	令和 4 年 8 月 22 日（月）
(4) 企画提案書等提出期限	令和 4 年 8 月 26 日（金） 17 時
(5) プレゼンテーション	令和 4 年 8 月 31 日（水）
(6) 契約締結	令和 4 年 9 月上旬 予定

12. 提出先

〒 8 6 5 - 0 0 2 5 玉名市高瀬 2 9 0 - 1 玉名商工会館 2 階
 玉名市観光物産課 観光政策係 担当：高田、池本
 （参加表明書送信先）メール：kanbutsu@city.tamana.lg.jp

1 3. 質問の受付

委託業務に関する質問はメールにより受け付ける。

- ① 期限：令和4年8月18日（木）17時まで
- ② 回答：参加表明者全員に対してメールで令和4年8月22日（月）に回答する。
- ③ 質問した上で辞退の申し出を行う場合は、電話もしくはメールでの連絡と併せ「参加辞退届」を提出すること。

1 4. 委託先の選定及びプレゼンテーション

- ① 企画が多数あった場合は、事前審査で数社を選定して、プレゼンテーションを行う。

【説明時間 20 分】

※プレゼンテーション会場：玉名商工会館5階多目的ホール（予定）

（〒865-0025 玉名市高瀬 290-1）

- ② 審査基準については、別紙「企画提案の審査について」に定める。
 - ③ 観光物産課内及び関係者により厳正かつ中立に審査・評価し、最も優れた企画提案業者を契約相手先として選定する。
- ※ コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、オンラインによるプレゼンテーションを実施する。

1 5. 採否の通知

採否の結果は、プレゼンテーション終了後3日以内に、提案業者に通知する。

※問い合わせ先

玉名市観光物産課 観光政策係（担当：高田、池本）

TEL：0968-73-2222

FAX：0968-73-2220

メール：kanbutsu@city.tamana.lg.jp

(別紙)

企画提案の審査について

多数の参加表明があった場合、以下のとおり事前審査を行い、受託者を選定するものとする。

1. 事前審査

次の事項について、事前審査(書類審査)を行い、上位3者程度を選定するものとする。

分類	評価項目	配点
形式評価	・仕様書の内容に沿った提案となっているか。 ・企画提案の提出書類は分かりやすくできているか。	20点
体制評価	・本業務の遂行のために必要な実施体制(対応人数、役割分担、責任体制等)がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。 ・類似業務の受託実績があるか。	20点
内容評価	・提案内容は創意工夫に溢れ、魅力的で興味を引くようなものか。 ・提案内容は実現可能か。実施手順、スケジュールは明確かつ妥当か。 見積り金額は適正か。	20点

※60点満点で採点

2. プレゼンテーション

参加表明者(事前審査が実施された場合は事前審査で選定された者)を対象に、次の事項についてプレゼンテーションを行い、契約候補者を決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

なお、事前審査の得点は、プレゼンテーション審査には反映しない。

※100点満点で採点

分類	項目	配点
企画内容	【イベント】	
	実施が可能な内容となっているか	15
	参加者に対し、地域の魅力が発信できる内容になっているか	15
	【全体管理】	
	業務スケジュールは計画的で、事業実施が可能なものとなっているか	10
	【集客条件】	
	事業目的達成に必要な集客が期待できる内容となっているか	15
実施体制	【独自提案】	
	仕様書の業務内容以外の独自提案	10
	【類似業務実績の内容】	
	提案内容	5
	【業務体制】	
提案内容	5	
全体評価	【概算見積】	
	費用対効果	5
	【全体評価】	
総合的に評価し費用対効果が見込める持続可能な事業内容となっているか	20	
	合計	100

3. 失格要件

次の場合は失格とする。

- (1)期限までに企画提案書を提出しなかった場合
- (2)本企画コンペに関する条件・提示事項に違反した場合
- (3)企画提案に関して過去の実績等の記載に虚偽があった場合

4. 費用弁償

本企画コンペに係る費用は、参加者負担とする。

5. その他

- (1)提出された提案書等は返却しない。
- (2)参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。
- (3)企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (4)契約候補者が、必要な条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。